

令和元年(2019年)10月から、

3歳から5歳までの子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

幼児教育・保育の無償化に関する情報は、つくば市ウェブサイトにも掲載しています。

▶ <https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/oshirase/1007645.html>



問い合わせ先：つくば市こども部幼児保育課 029-883-1111(代表)

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方

対象者・利用料

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限2万5,700円となります。
- 無償化の期間は、3歳の誕生日を迎えた日以降最初の4月1日（3歳児クラス）から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園は入園できる時期に合わせて、満3歳になった日から無償化の対象となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります（第3子以降のお子様と、年収360万円未満相当世帯の子どもは、おかず、おやつなどの副食費が免除されます）。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の場合は、無償化の対象となるための認定手続きが必要となります。

0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- ほかに、子どもが2人以上の世帯の負担を軽減するため、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となる制度があります（現行制度の継続）。

対象となる施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。

- 地域型保育とは、認可を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。
- 企業主導型保育事業は、標準的な利用料として国から示されている額が無償化されます。詳細は各施設にご確認ください。

幼稚園の預かり保育を利用する方

対象者・利用料

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 原則、通っている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。詳細はお住まいの市町村にご確認ください。

幼稚園の利用に加え、1日450円まで（利用日数に応じて最大月額1万1,300円まで）の預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する方

対象者・利用料

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 保育所、認定こども園、企業主導型保育等を利用できていない方が対象となります。
- 「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。詳細はお住まいの市町村にご確認ください。

3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

対象となる施設・事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化の対象となります。

- 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしている必要があります。ただし、現在基準を満たしていない施設でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。詳細はお住まいの市町村にご確認ください。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。（問い合わせ先：つくば市保健福祉部障害福祉課）